

和歌山県ごみの散乱防止強化月間実施要綱

1. 目的

本県では循環型社会の実現のため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や廃棄物の適正な処分に取り組んでいるが、依然として、ペットボトルや空き缶、その他の容器及び包装やたばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチックが投棄され、ごみの散乱が見られる。

これらのごみは地域環境の悪化を招くだけでなく、多くが最終的に海に流れ海洋プラスチックになるなど環境のみならず生態系にも重大な影響を及ぼしている。

こうした状況を防止するため、県では令和2年4月1日に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を制定し、ごみの投棄による散乱の防止に関して、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策を推進するために必要な事項を定めた。

この条例が令和2年10月1日に全面施行されたことを受け、毎年10月1か月を強化月間と位置づけ、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」をスローガンとして、様々な取り組みを行うことにより、条例に定めるそれぞれの責務を再認識し、ごみの散乱防止を推し進め広域的な環境の保全と循環型社会の実現を目指すことを目的とする。

2. 期間

毎年10月1日から10月31日までの1か月間

3. 実施主体

和歌山県、関係省庁等、市町村、協力団体、事業者等

4. 取組

「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」の趣旨に沿う取組等を実施し、県民や事業者への意識啓発および理解醸成を働きかける。

- ・報道機関等を利用した情報発信の強化による意識の啓発
- ・広報誌などによる知識の普及
- ・学校等における教育啓発活動
- ・リデュース・リユース・リサイクルの取組推進
- ・わかやまごみゼロ活動の取組推進
- ・わかやまプラスチックごみ削減県民運動の推進
- ・街頭啓発や清掃活動などごみの散乱防止に関する取組推進
- ・関係省庁等と一体となったごみの散乱防止に関する取組推進
- ・環境監視員の巡回強化や各種検査の実施などの不法投棄防止の取組推進

5. その他

この要綱に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は令和4年10月1日より施行する。